

1 特別支援教育について

障がいや発達につまずきのある児童生徒一人一人が、その障がいの状態、特性及び発達段階等に応じて、きめ細かな教育を受けることにより、もっている力を最大限に伸ばし、積極的に自立し社会参加できるようになることを目指しています。



■生活単元学習



■生活単元学習

特別支援教育の体制

特別支援教育を推進し、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を生涯にわたって支援していく体制を整備しています。

県では、教育、福祉、医療、労働等が一体となって「発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を組織しています。また、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、特別支援教育を推進するために校内委員会が設置されています。

各学校の推進・調整役となる特別支援教育コーディネーターがすべての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校や特別支援学校で指名されています。県や市町村では、その専門性を向上するための研修の充実を図っています。



■訪問教育



■作業学習

2 就学先を決めるまで

	~9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
小学校 ・中学校 校校 務教 育援 学校	特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級や通級指導教室などの見学会、説明会、体験入学、教育相談 (6月～11月にかけて実施)							
市町村教育委員会	早期からの十分な情報提供 <ul style="list-style-type: none">就学先決定までの流れや手続き障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて受けられる教育支援の内容(居住地校交流の意義と進め方など)教育的ニーズの変化に伴う就学先の見直し	総合的判断(※教育支援委員会) <ul style="list-style-type: none">・障がいの状態・教育上必要な支援の内容・地域における教育の体制整備状況・本人・保護者の意見・専門家の意見・その他の事情 (※) 各市町村で名称は異なります	合意形成	就学先の決定	手続き			※就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく

個別の教育支援計画の作成・活用